

目的 ○虐待の未然防止
○虐待対応力の更なる向上

市町村の体制整備状況

虐待防止センターへの福祉職の配置状況（大阪市除く）

- ◆40市町村で福祉職員配置
- ◆虐待防止センター事務（の一部）を委託を行う17市町村で専門職配置

主な専門職（人）	市町村	委託先
社会福祉士	65	30
PSW	39	7
保健師	23	2
介護福祉士	4	4

※資格は重複して計上

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業・障がい者虐待以外の理由による利用を含む）

◆H25において41市町村で実施

	件数
1. 申立費用のみ助成	46
2. 成年後見人の報酬のみ助成	23
1及び2を助成	72
合計	141

◆市町村長申立の障がいの内訳

- ・知的障がい 83
- ・精神障がい 37

広報・啓発

- ・法施行後、全ての市町村で広報誌に掲載
- ・その他、パンフレット、ホームページで相談窓口や市民の通報義務を周知している。

独自マニュアル等の作成

	市町村数
マニュアル	21(48%)
業務指針	17(40%)
対応フロー	27(63%)

※()は43市町村に対する割合

市町村独自研修

◆21市町村で実施（実施回数）

	市町村職員向け	事業所向け
H25	10	22
H26	7	13

※H26は予定も含む

虐待対応フロー

初期段階

- ・通報受理
- ・事実確認
- ・虐待認定
- ・緊急性の判断 ⇒分離の措置

対応段階

- ・分離保護、見守り
- ・障がい福祉サービス等の提供、調整
- ・養護者支援

評価

- ・対応の振り返り
- ・対応の検証
- ・虐待が解消されたかの評価

終結

市町村のPDCAサイクルの支援

市町村支援

- ・市町村での虐待対応の検証を通じた対応力の強化・リスクの高いケースの早期発見につなぐ
- ・虐待事案を見逃さない継続的な対応、困難事例に対応できる実践力を養う。

大阪府の主な取組み

市町村ワーキング

- ①虐待対応管理台帳の作成・普及（事例の進捗管理、対応の振り返り）
- ②事例の分析
事例の傾向把握、リスク、虐待要因の抽出

市町村職員向け研修の実施

- ①新任職員向け基礎研修
- ②現任職員向け専門研修

専門職派遣

府、市町村の虐待事案の困難ケースへの弁護士、社会福祉士派遣

市町村の取組み

障がい者虐待の早期発見、対応、未然防止につながる取組み

関係機関とのネットワーク活用状況

- ・施設、関係機関等との障がい者虐待防止連絡会議、定期的なミーティング、ワーキングの実施、自立支援協議会の活用、ケース会議への参加
- ・弁護士、社会福祉士等の相談実施
- ・療育手帳更新時、支給決定、モニタリング提出時など、虐待の兆候についての気づき、情報共有
- ・小学校区ごとの住民、CSW、市職員との定期会議で地域ネットワーク作り

※主な関係機関

高齢・児童・DV・生保部局、サービス事業所、保健所、子ども家庭C、社協、更生相談所、医療機関、基幹C、相談支援事業所、警察署、消防署、医師会、支援学校、就業・生活支援C、民生・児童委員、CSW、自治会、他

広報・啓発

- ・啓発物の作成、配布
- ・高齢、男女共生、子ども部局と連携した啓発キャンペーンの実施

その他

- ・休日・夜間の通報、相談窓口の設置
- ・サービス事業所、病院、保健所、民生委員等へ虐待意識調査を実施
- ・独自マニュアルの作成

関係機関での研修の実施

- ・独自研修の実施や、関係機関における研修で障がい者虐待防止の講義を行う。
- ・DV施策関係者会議での啓発
- ・市民後見人養成研修での啓発

※主な研修対象

新任職員・窓口対応職員、市民、事業所（指定時研修含む）、生活保護担当者、民生・児童委員

地域の特徴、資源を活かして 今後考えられる取組み

- ・CSW、民生委員との連携
- ・小学校区ごとの福祉相談や、支援学校との連携において、家族・本人へのアウトリーチ
- ・家庭内が孤立せず他者との接触を増やすよう、障がいサービスの利用啓発、基幹C等、相談窓口の啓発
- ・就労継続支援事業所が増えているため事業所連絡会を設け連携をはかる
- ・啓発の継続
- ・障がいサービス事業所との普段からの情報交換を行い擁護者による虐待の兆候がないか確認
- ・自立支援協議会定例会で施設職員向け研修の実施を検討